

↳ 養子に精算課税制度を利用して財産を贈与した場合

Q: 私はこの度、叔父の後継者となるため、叔父の養子になりました。業務引継ぎの準備のため、今年に導入された相続時精算課税制度の適用を受けて、叔父の会社の株式の贈与を受けました。私のように養子として精算課税制度を選択し、将来養子縁組を解消していったような場合は、叔父からの贈与財産に対する課税はどうなるのでしょうか？

A: 一度精算課税制度を選択したら、たとえ養子縁組を解消したとしても、引き続き精算課税制度の適用を受けることになります。

【解説】

相続時精算課税制度は、親から子への財産の贈与について、2500万円までは贈与税がかからず、その後贈与した人が死亡したときに、その贈与した財産を相続財産に持戻して相続税が課税されるという制度です。

この制度の贈与を受ける側の条件は、贈与する人の20歳以上の子とされており、養子もこれに含まれることとされています。

養子が、この制度の適用を受けた後に養子縁組を解消した場合には、この制度の受贈者としての要件を満たさなくなると考えられますが、一度相続時精算課税制度を適用したら、たとえ養子縁組を解消したとしても引き続きこの規定が適用されることとなっています。

したがって、あなたの場合も一度この制度を選択したら、叔父さんから贈与された財産については、すべて相続時精算課税制度の適用を受けることになります。

